

文書料(診断書・証明書等)改定のお知らせ

当院では、病院が発行する文書料金を長らく据え置いてまいりました。しかし、近年の物価、光熱水費の高騰、医療資材費・人件費の上昇などにより、文書作成にかかるコストが増大し、現状の料金体系では係る費用を賄う事が困難な状況となっております。

当院といたしましては、引き続き安全で質の高い医療サービスを提供し続けるため、令和8年6月1日より文書料金を下記の通り改定させていただくこととなりました。

ご負担をおかけしますが、ご理解・ご了承のほどよろしくお願いいたします。

料金改正日:令和8年6月1日

●適用基準 申込み日(郵送の場合は「消印」で判断)

令和8年5月31日までに申し込まれた文書作成依頼	現行料金を適用
令和8年6月1日以降に申し込まれた文書作成依頼	新料金を適用

●文書料金(1通あたり税込額)

診断書等名	現行料金 R8.5.31まで申込み	新料金 R8.6.1以降申込み
診断書料	2,200円	5,500円
死亡診断書(死体検案書)料	3,300円	7,700円
特殊診断書料	3,850円	7,700円
特殊診断書(自賠責後遺症診断書)料	5,500円	11,000円
生命保険診断書料	5,500円	11,000円
渡航申請診断書料	2,200円	5,500円
一般証明書料	2,200円	5,500円
特殊証明書料	3,300円	7,700円
出生証明書料	2,200円	5,500円
外国語文書加算		3,300円

- ・ 令和8年5月31日までにお申し込みの場合
交付が6月1日以降になっても、現行料金を適用いたします。
- ・ 令和8年6月1日以降にお申し込みされた場合
新料金を適用いたします。
- ・ 郵送でのお申し込みの場合
令和8年5月31日までの「消印」があるものは現行料金、6月1日以降の消印のものは新料金となります。
- ・ 上記種別に記載のない診断書・証明書・意見書等は、その記載内容等から上記のいずれかに準じて文書料金をいただきます。
例：特殊診断書(障害(国民・厚生)年金診断書・身体障害者診断書・意見書・特別児童扶養手当認定診断書・公安委員会提出用診断書・臨床調査個人票)
：一般証明書(出産手当金)